

令和2年9月8日招集

## 第6回若桜町議会定例会会議録

(令和2年9月8日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第84号	令和元年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
2	議案第85号	令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
3	議案第86号	令和元年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
4	議案第87号	令和元年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
5	議案第88号	令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
6	議案第89号	令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
7	議案第90号	令和元年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
8	議案第91号	令和元年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
9	議案第92号	令和元年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
10	議案第93号	令和元年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
11	議案第94号	令和元年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
12	議案第95号	令和2年度若桜町一般会計補正予算(第4号)	原案可決
13	議案第96号	令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
14	議案第97号	令和2年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決

1 5	議案第 9 8 号	令和 2 年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
1 6	議案第 9 9 号	令和 2 年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	原案可決
1 7	議案第 100 号	令和 2 年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
1 8	議案第 101 号	令和 2 年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予 算(第 1 号)	原案可決
1 9	議案第 102 号	工事請負契約の締結について	原案可決
2 0	議案第 103 号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
2 1	議案第 104 号	鳥取県東部広域行政管理組合規約の一部変更につい て	原案可決
2 2	議案第 105 号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決
2 3	議案第 106 号 議員提出議案	若桜町教育委員会の委員の任命について	原案同意
2 4	第 2 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	原案可決
2 5	第 3 号	公立・公的 4 2 4 病院に対する具体的対応方針の「再 検証」要請を白紙撤回し、地域医療を充実するよう求 める意見書	原案可決
2 6	第 4 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	原案可決

## 令和2年第6回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和2年9月8日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前11時00分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総務課長	藤原 祐二	農林建設課長	竹本 英樹
	町民福祉課長	小林 貴之	ふるさと創生 課長	谷本 剛
	にぎわい創出 課長	川戸 康之	税 務 課 長	前田 弥生
	会計管理者	上川 恭子	代表監査委員	谷口 秀昭

## 会議の顛末

本会議（9月8日）

### 議長（川上守）

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、令和2年第6回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### 日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において山本安雄議員、小林誠議員を指名します。

#### 日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの11日間に決定しました。

#### 日程第3

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、議員派遣報告を行います。

若桜町議会6月定例会において議決し、派遣を決定しました議員派遣について、報告書が提出されています。

議会報告第17号 鳥取県町村議会広報研修会につきましては、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、常任委員会に付託した請願等につい

て報告します。

今期定例会において受理した請願等は、お手元に配布の「請願等文書表」とおりです。

会議規則第92条第1項の規定により、陳情第10号、陳情第14号、請願第15号、陳情第16号は、総務産業教育民生常任委員会に審査を付託しました。

#### 日程第4

「行政報告」を議題とします。

町長からの報告事項は、報告第6号 令和元年度若桜町財政健全化判断比率等の報告についてで、お手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

#### 日程第5

議案第84号 令和元年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第85号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第86号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第87号 令和元年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第88号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第89号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第90号 令和元年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第91号 令和元年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第92号 令和元年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第93号 令和元年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第94号 令和元年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

### 町長（矢部康樹）

8月28日に安倍総理大臣が突然の辞意を

表明されました。マスコミでも大きく取り上げられ、長期政権の功罪や自民党総裁選のゆくえなど、今まで新型コロナ一色だった紙面は、突然、政局・政権の報道に移行いたしました。

退陣の理由は、持病が再発し、国民の負託に自信を持って応えられる状態でなくなったというものであり、新型コロナの収束や経済の立て直しに期待していた中、不安を感じる国民も多かったものと推察されるところでございます。

ただ、7年8か月という長期政権であり、世界の中での日本の存在感を示し、大国に対しても物おじしない発言、さらに決断力やリーダーシップといったところは、今までになかったところではないかと思うところがございます。

安倍総理の持病である潰瘍性大腸炎は、特定疾患に指定されている、いわゆる難病です。治癒は難しい病気ですが、同じ病気や他の難病で苦しむ人たちのためにも、早く克服していただき、勇気と希望を与えていただきたいと思うところがございます。

さて、本日ここに、令和2年第6回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和2年度一般会計補正予算並びに諸議案等のご審議をいただきますことに対し、感謝を申し上げる次第でございます。

安倍政権の終焉により、次の総理・総裁に鳥取県選出の石破衆議院議員との声が高まっているところがございます。世論調査でも、石破氏が次期首相に最もふさわしいとの結果も出されております。しかし、自由民主党総裁選では、党員・党友の投票を見送るという執行部方針に、石破氏も厳しい選挙戦を強いられておりますが、自民党と世論の間に大きなずれがあることも露呈したのではというふうに思います。

次の総理は、安倍総理の残任任期の1年間

のピンチヒッターではなく、しっかりとしたビジョンを持ち、新型コロナ対策や経済対策に腰を据えながら、緊急に行うことのできる人を選ぶべきではないかと思うところがございます。

次に、新型コロナ対策の関係でございますが、感染者は全世界で2,700万人を超え、日本においても7万2千人を超えたところがございます。少しペースは落ちたとはいえ、まだ増加傾向にあることは間違いありません。

本県においてもG o T o トラベルキャンペーンが実施された以降の7月末から8月上旬にかけて感染者が急増いたしました。その後は8月中旬に1名の感染者が確認されたのみで、小康状態を保っているところがございます。

本町としましても、お弁当のテイクアウトへの支援や、全町民に1万円分の商品券を配布、さらにはG O G O バーベキューなどの町独自事業で町内経済の循環を図っており、おおむね順調に推移しているものと思うところがございます。

また、子どもたちの生活発表会や運動会、さらには修学旅行なども制限され、本当にやるせない気持ちになり、こども園や若桜学園に対し最大限の協力・支援を行っていかうと思うところがございます。

また、これからの季節は新型コロナに加え、インフルエンザも流行期に入ることから、医療従事者の皆様はもとより、高齢者の皆様や持病のある方などにも、よくよく気をつけていただき、予防接種を早期に受けるなど、万全の体制をとっていただければと考えております。

いずれにしても、このコロナ禍の中では従来どおりの手法や考え方ではなく、有効な方策を模索していくことが重要であり、町民の皆様が健康で生き生きと過ごされ、地域経済活動も新型コロナ以前に戻っていくことを切に願うものがございます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第84号 令和元年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入総額38億6,924万2,178円、歳出総額36億2,415万9,747円で、歳入歳出差引額2億4,508万2,431円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、2億841万1,136円となりました。

主な施策の成果について、各費目別にその概要を申し上げます。議会費では、各常任委員会及び特別委員会で、所管事項の調査研究や先進地視察の実施、また、住民の意見を町政に反映させるため、各集落で議員座談会が開催されておられます。

総務費では、国際交流事業で若桜駅と台湾の内湾駅（ねいわんえき）との姉妹駅協定の締結、地方創生事業では、今年3月に水戸岡鋭治先生デザイン観光列車「若桜号」の運行を開始、また、駅ナカ及び駅前店舗の整備により、駅周辺のにぎわいを創出し、町の活性化を図っております。

若桜鉄道対策事業では、施設の維持管理を行い輸送の安全確保に努めるとともに、八東駅に行き違い施設を整備、増便により沿線住民の利便性の向上を図りました。

選挙費では、鳥取県知事及び県議会議員選挙及び参議院議員選挙を執行し、そのほか「元気で村づくり交付金」や集落公民館等施設整備事業などを行っております。

次に民生費では、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、生活困窮者自立支援、生活保護など、地域で安心して暮らすための各種福祉事業を実施しております。また、昨年度は、社会福祉協議会と連携して、福祉に関する最上位の計画である「若桜町地域福祉計画」を策定しております。この計画に基づき、今後も引き続き本町の福祉の充実を図ってまいりたいと考えております。

衛生費では、健康増進や維持のための体力づくり事業、インフルエンザ予防や肺炎予防などの予防接種事業、また、妊婦健診や乳幼児健診などの母子健診事業、肝臓がん検診をはじめとする各種がん検診や健康相談などを実施し、生活習慣病の予防に取り組みました。

このほか、家庭用ごみ処理機の購入助成や家庭ごみの分別手引きの全戸配布など、ごみの減量化や資源リサイクル化の推進を行っております。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払制度や多面的機能特設支払事業の実施により、農地の保全に努めてまいりました。また、がんばる地域プラン事業では、米生産の維持に向けた町内生産者の有利販売の促進、エゴマを使った特産品開発など、農業の振興を図り、併せて精米施設の建設に着手いたしました。

有害鳥獣対策では、猟友会と連携してシカやイノシシの積極的な捕獲を実施し、農作物被害の軽減に努めました。林業では、林業団体の育成をはじめ、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、民有林、町有林の保有事業の推進と林道、作業道の開設を推進し、素材生産の増加を図ってまいりました。

引き続き、森林整備の推進により、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、多様な健全な森林を次世代に引き継いでいく必要があると考えております。

商工費では、本町の商工業の発展のため、若桜町商工会への運営費補助や創業・開業促進支援等を行うとともに、住宅改修事業、おみやげ品・特産品開発支援事業の実施により、中小企業の振興と住民の地域内消費を推進いたしました。観光事業では、恵まれた観光資源を活かし、交流人口や観光客の増加によるにぎわい創出を図るため、観光PR、各種イベントの開催、わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会と連携して、氷ノ山の集客促進に取り組みました。

土木費では、安全な交通基盤を確保するた

め、町道の補修・拡幅、消雪施設の改良や水路改修などを行いました。また、住宅管理費では、若葉団地の建替工事を進めているところがございます。公園費では、子どもたちが安全に遊ぶことができるよう、遊具の点検や修繕を行いました。

消防費では、消防団・自警団への活動支援をはじめ、消防・防災専門員を配置して各集落に出向き、防災への危機意識の醸成に努めるなど、安心・安全の暮らしを守る地域防災力の強化、災害に強い町づくりのための環境整備などを行いました。また、災害時に危険となる場所を周知するため、防災マップを作成しております。

教育費では、学校教育の充実を図るため、児童生徒用のタブレットや電子黒板を導入しました。また、子育て家庭への支援として、入学祝い金や進級祝い金の贈呈、通学費助成、学園給食費の助成などを行い、保護者の負担軽減を行っております。

社会教育費では、学校・家庭・地域が連携をして児童・生徒の健全育成を図るため、PTA活動や青少年育成若桜町民会議へ活動支援と、放課後児童クラブを開設して児童生徒の健全育成を図っております。

公民館費では、生きがいづくりや学習機会を提供していくために、文化サークルや若桜氷ノ山寿大学への支援、ナティキッズクラブなどの生涯学習講座の実施を行っております。

人権同和教育では、部落開放研究集会や小地域学習会、人権問題公開講座を開催し、人権意識の高揚を図りました。

文化財保護では、若桜宿内に残る歴史的な町並み保存をするため、伝統的建造物群保存地区の選定に向けて、保存地区の範囲や保存計画案の検討、特定物件候補地権者への説明等を行いました。

また、「続編 若桜町誌」の編纂を進めるため、編纂室に2名配置し、資料収集と原稿の執筆を行っております。

保健体育費では、スポーツの振興を通して健康で明るいまちづくりを推進するため、各種スポーツ団体への支援、温水プールを活用した健康増進、体力づくりなどに努めてまいりました。

災害復旧費では、平成30年7月豪雨災害により被災した農地や農道・水路などの農業用施設、林道の復旧事業を行っております。

公債費では、地方債の償還を行っております。

以上、令和元年度に執行した施策の概要を申し上げましたが、歳入では、国庫支出金及び県支出金が大幅な増額となり、対前年1億2,154万円の増加、歳出では、維持補修費、投資及び出資金・貸付金及び特別会計への繰出金は減少したものの、物件費、投資的経費や公債費などの経費が増加したことから、対前年1億1,100万円余りの増加となりました。

令和元年度の普通会計の健全化を示す、財政指標の経営収支比率は88.5%で、前年度に比べて1.9%増えております。これは、前年度と比較して人件費、物件費、公債費の増加が主な要因ではないかと分析しているところがございます。なお、18%以上で適正化計画を策定することになっている実質公債費比率は、3年間の平均値で6.8%となり、前年対比で0.1ポイント増加しております。

次に、議案第85号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入総額4億8,074万5,419円、歳出総額4億5,889万5,177円で、歳入歳出差引額2,185万242円となりました。

歳入では、諸収入が対前年1,930万円余りの減額となりましたが、県支出金が3,279万円余りの大幅な増額となり、総額1,378万円余りの増額となっております。

なお、保険税につきましては、被保険者数は減少しているものの、対前年287万円余

りの増となっており、現年度分の収納率は98.52%で0.05ポイントの微増ではありますが、県内では高い収納率を維持しております。

歳出では、保険給付費や国民健康保険事業費納付金などの増加により、対前年2,461万円余りの増加となっております。

続きまして、議案第86号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入総額6億3,142万3,216円、歳出総額6億1,737万1,577円で、歳入歳出差引額1,405万1,639円となりました。

歳入は、対前年1,686万円余りの減額となりましたが、これは、介護給付費等の減額に伴う国及び県支出金の減額及び前年度からの繰越金の減少が主な要因でございます。

なお、保険料につきましては、低所得者に対する軽減措置の拡充により、対前年375万円余りの減額となっておりますが、現年度分の収納率は99.98%で0.04ポイント増加しており、国保税同様に高い収納率を維持しております。

また、歳出につきましては、対前年1,566万円余りの減額となりましたが、これは、介護給付費と平成30年度実績に伴う返還金の減額が主な要因となっております。

次に、議案第87号 令和元年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入総額5,668万8,722円、歳出総額5,661万7,322円で、歳入歳出差引額7万1千円となりました。

この会計は、被保険者の方に納めていただいた保険料を、鳥取県後期高齢者医療広域連合へ納付する会計であります。歳入においては、保険料と一般会計繰入金が主な財源で、このほかに繰越金、諸収入で構成しており、歳出において、総務費、広域連合納付金、諸支出金を支出しております。

次に、議案第88号 令和元年度若桜町簡易

水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入歳出ともに1億7,169万8,852円となりました。

主な事業は、若桜・赤松地区の簡易水道の統合に伴う送・配水管の敷設工事、水道施設修繕、漏水調査などで、安全で安定した飲料水の供給に努めているところでございます。

次に、議案第89号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入歳出ともに1億2,533万770円となりました。事業の概要といたしましては、若桜及び菴米浄化センターの維持管理のほか、地方債の償還となっております。

次に、議案第90号 令和元年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入歳出ともに1億335万2,730円となりました。事業の概要といたしましては、吉川及び池田中央地区浄化センターの維持管理及び非常通報装置等の更新のほか、地方債の償還を行っております。

次に、議案第91号 令和元年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入歳出ともに50万729円となりました。事業の概要といたしましては、団地の維持管理と地方債の償還でございます。

次に、議案第92号 令和元年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入歳出ともに5万4,600円となりました。昨年度は、平成30年7月豪雨により、林道や作業道に大規模な災害が発生したため、例年実施していた公団造林事業を実施することができず、県の協議会への負担金の支払いのみとなっております。

次に、議案第93号 令和元年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

でございますが、この決算は、歳入総額 2,961万7,289円、歳出総額 2,248万4,560円で、歳入歳出差引額 713万2,729円となりました。事業の概要といたしましては、スキー場の管理運営を円滑に行うため、リフトの改修工事及び圧雪者の修理などを行っております。

次に、議案第94号 令和元年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入歳出ともに77万5,800円となりました。この会計では、滞納となっております貸付金のうち、67万5千円余りを回収しております。

なお、貸付金の滞納額が8,690万円余りあることから、滞納者本人をはじめ連帯保証人に対しても督促を行い、引き続き貸付金の回収に取り組んでまいります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長（川上守）

本案の審議に先立ち、監査委員の監査意見報告を求めます。代表監査委員 谷口秀昭さん。

## 代表監査委員（谷口秀昭）

失礼します。令和元年度若桜町歳入歳出決算・基金運用状況について、山本監査委員と行った審査意見を報告します。

1、審査の対象、（1）歳入歳出決算。ア、一般会計、令和元年度若桜町一般会計歳入歳出決算。イ、特別会計、①令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算ほか②から⑩までの特別会計の歳入歳出決算です。

（2）上記決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。（3）基金運用状況。

2、として審査の方法、（1）決算審査に当たっては、令和2年8月18日付けで町長から提出審査に付された歳入歳出決算書、事項

別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係証拠書類等により照合精査するとともに、関係当局の説明を聴取し、併せて例月出納検査・定期監査等の結果を勘案して慎重に審査した。

○重点項目及び着眼点、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的であるか、また、財政運営が適切に行われているかを重点項目とし、次の項目を着眼点とした。

（ア）違法又は不当な調定及び調定漏れはないか。（イ）調定の時期及び手続きは適正か。

（ウ）収入方法、収入時期は適切か。（エ）収入未済額及び不納欠損額は適正か。（オ）滞納整理について努力は払われているか。（カ）事務、事業の進捗状況は妥当か。（キ）予算額に対して多額の不用額を生じているものはないか。（ク）予備費の充当、予算流用の理由及び額は適正か。（ケ）委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。また、検査、検収は確実にされているか。（コ）補助金、交付金、負担金等の支出の必要性、有効性、支払い時期及び額は妥当か。また、精算報告は確実にされているか。（サ）継続費の繰越明許、事故繰越等の繰越理由及び手続きは適正か。

（シ）用地購入費及び用地の賃貸借料は適当な額か。（ス）固定資産台帳を活用し、資産の適切な管理が行われているか。（セ）昨年度の指摘事項についての取組状況はどうか。（ソ）新公会計制度に基づく財務書類4表は適正に表示されているか。

2、基金の運用状況審査に当たっては、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを重点項目とし、次の項目を着眼点とした。

○重点項目及び着眼点、（ア）基金の設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。（イ）違法、不当な運用はないか。（ウ）

収支の計算は正確か。なお、各会計の決算概要は別紙のとおりです。

3、審査の期間、令和2年8月18日、20日、21日、25日、28日、9月1日の6日間。

4、審査結果の報告、各会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び実質収支に関する調書の係数と、歳入歳出整理簿等関係諸帳簿、証書類を照合した結果、全ての重要な点において適正に表示されているものと認めた。

また、会計における残高は、預け入れ金融機関の預貯金残高等と符合しており、適正であると認めた。

なお、基金における残高は、預け入れ金融機関の預貯金残高等と符合しており、適正であると認め、新たに森林整備促進基金が設置されていることを確認した。

5、指摘事項、例月出納検査、定期監査等も踏まえ指摘事項はなし。

6、留意、検討を要する事項、事務事業の執行に当たり留意、検討を要する事項は次のとおりである。

(1) 財政運営の指標、財政関係資料等の数値は次のとおりである。

経常収支比率は88.5%であり、前年度の86.6%から1.9ポイント上昇している。これは、人件費及び公債費の増加が主な要因となっているものであるが、この率はここ4年連続で上昇しているため、指標を意識した施策を行い、指針となる70%台に向けた改善努力を望む。

(2) 固定資産台帳の整備について。ア、公有財産について、新公会計制度の導入に向けて固定資産台帳が整備された一方で、従来から使用してきた公有財産台帳との二元管理となっている。現有資産との整合性に留意されたい。

イ、物品について、備品は公金により取得された町の財産である。現品の状態を適正に表示できているかを備品台帳と照合し、チェ

ックを確実に行われたい。

(3) 財産の活用について、町が保有する財産（土地・建物）のうち、十分な活用がされていないもの、利活用方策等の検討が進んでいないものがある。有効活用されていない財産については、その経緯や要因を分析し、新たな活用方策の検討を進めるなど適切に課題設定し、適正管理につなげる必要がある。

(4) 各種税と使用料等について、①町税ほか各種保険料等について、現年分の収納率は全て99.5%以上で滞納繰越分も含めても97.3%となっており、対前年度で1.2%上昇し評価できる。

また、不納欠損については、固定資産税において1万3千円、軽自動車税において1万3千円、国民健康保険税において2万8千円、介護保険料について3万9千円をそれぞれ実施された。引き続き滞納処分の強化を図り、また、併せて納付方法の環境の検討など町税収入の確保に努力されたい。

②各種使用料について、現年分の徴収率は、改良住宅使用料の100%を除き、それぞれ町営住宅使用料は93.8%で対前年比0.5ポイント減少、簡易水道使用料は99.5%で、対前年比0.1ポイント減少、公共下水道使用料は99.3%で対前年度比0.1ポイント減少、農業集落排水使用料は99.4%で対前年度比0.3ポイント減少といずれも下降している。「新たな滞納者を出さない」という強い姿勢での効率的で積極的な未収金対策の取組が必要である。

また、滞納額も膨らんでいる状況にあるため、回収努力、時効の中断、不納欠損も含めて法に基づいた処理を行い、滞納額の削減に一層努められたい。

なお、不納欠損処分に当たっては、特に入居者の生活実態や滞納者との交渉過程を時系列に記録、保存し、不納欠損を行う際の検証可能な資料として整備され、滞納者の支払能力等個別事由を調査・判断のうえ法令等の定めるところにより厳格に処理されたい。

(5) 地籍調査の推進について、当町の地籍調査は、令和元年度末で調査対象面積144.82km<sup>2</sup>のうち、調査済みは4.81km<sup>2</sup>にとどまっており、進捗率は3.3%で、いまだ一部が実施されたに過ぎない。土地所有者等の協力や合意が得られないこと等による作業の困難さもある中で、業務量に見合った人員体制とは言い難く、実施面積の拡大には限界があると思われる。人員体制と事業の再構築を行い、実施計画等を基に確実に地籍調査の推進が図られるよう期待する。

(6) 特産品開発支援事業について、特産品開発支援では出荷、販売において一定の成果が見える物もあるものの、生産活動者は限定されている。特産品の開発には地場産業の振興を図る上で町民からも大きな期待が寄せられているため、新規の特産品と、それに携わる参入者が増加するよう対策を検討されたい。

(7) 迎賓館管理運営事業について、令和元年度の利用者は9団体69人であった。年間利用者数は年々減少傾向にあり、有効に利用されているとは言い難い。開館以降も多額の維持管理費を投入している状況であり、契約の見直しを含め今後の運営方法を検討されたい。

(8) 納税組合のあり方について、納税組合長を対象としたアンケートが実施され、納税組合による集金は大半が行われていないことが分かった。個人情報保護の観点からも口座振替をさらに推進し、併せて納税組合のあり方について、効率性を考えた場合に必要かどうか検討されたい。

(9) 移住定住促進事業について、移住希望の方が増加傾向にある中で、その希望に沿った居住物件が少ないことが課題となっている。人口減少対策として行っている事業であり、空き家の活用、町営住宅の新築等、定住につながる受入体制を確保できるよう検討されたい。

(10) 若桜町BCP（業務継続計画）の推進について、この計画は、若桜町に災害が発生した際、災害時優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、災害時における被害、特に人的被害を最小限にとどめること等を目的として平成25年3月に策定されている。計画策定後、年数も経過しており、災害発生時及び新型コロナウイルス等により、行政機能が低下した状況下においても、限られた人・ものの中で適切な業務執行を行えるよう、職員への教育や具体的な実施訓練を繰り返し実施し、常に課題を整理して、より実行性のあるものとするよう担保されたい。

(11) 町誌編纂事業について、平成29年度の決算審査の意見書の留意、検討を要する事項においても「発行日を定め、発行に向けた進捗管理を行い、新しい町誌が早く見られることを期待する」と記載しているが、いまだ発行に至っていない。進捗管理を徹底し、早急に事業を推進されたい。

7、まとめです。令和元年度の一般会計の決算額は、歳入38億6,924万円、歳出36億2,416万円、差引残額2億4,508万円で、繰越財源を考慮した実質収支は2億841万円の黒字決算となっている。

また、特別会計、10会計の実質収支額では、国民健康保険事業が2,185万円の黒字決算、介護保険事業が1,405万円の黒字決算、後期高齢者医療が7万円の黒字決算、索道事業が713万円の黒字決算、その他の6事業は0円となっている。これは、財産区造林事業、住宅新築資金等貸付事業を除く8会計が、一般会計から繰入れを受けた結果である。

財政運営の実質公債比率3か年の平均は6.8%であり、0.1%上昇している。これは、元利償還金の額が増加し、普通交付税額等が減少したことによるものである。今後、人口減少が進むことにより、基準財政需要額により交付税も減少することが予想され、大型事

業が増加すると、この比率も一機に上昇する恐れがある。併せて、老朽化しているインフラの更新は必要に迫られており、基金の裏付けがあるにしても財政的には余裕があるとは言い難い。

また、将来負担比率の比を入れていただきたいと思います。将来負担比率が 0.2%からマイナス 3.8%と 4%減少した。これは、地方債現在高等将来負担額が増加する一方で、基準財政需要額参入見込み額の増加により、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことによるものである。しかしながら、地方債の現在高は平成 27 年度以降年々増加し、この 4 年間で 7 億 1,300 万円増加している。過疎対策事業、災害復旧等要因はあるが、新型コロナウイルスによる経済の悪化が当町においても影響しており、今後事業を考える場合、公債の発行と基金の取崩し等についてバランスを取っていくことが必要と思われる。

なお、今回の決算審査で各課より提出された資料に、成果と課題が記載されており、各事業について検証された点は評価できる。課題については、今後十分に検討され、合理的かつ効果的な行政運営が行われるよう期待している。以上でございます。

#### 議長（川上守）

ただいまの審査意見報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

審査意見報告に対する質疑を終結します。

続いて、先ほど町長から提案理由の説明がありました議案第 84 号から第 94 号までの議案に対して、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 84 号から議案第 94 号までの議案については、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか、

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することに決定しました。

委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、本会議終了後、決算審査特別委員会を全員協議室に招集いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前 11 時 46 分 休憩

（谷口秀昭 代表監査委員 退席）

午前 11 時 48 分 再開

#### 議長（川上守）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 6

議案第 95 号 令和 2 年度若桜町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それではただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第 95 号 令和 2 年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 8,845 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 43 億 4,434 万 7 千円とするものでございます。

また、第 2 条の債務負担行為の補正は、第 2 表「債務負担行為補正」、第 3 条の地方債の変更は第 3 表「地方債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いた

します。町税では、固定資産税の課税誤りの判明に伴い、263万6千円を減額いたしました。この度の件につきましては、納税者の皆様にはご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんでした。以後、このようなことがないよう、内部での点検体制を見直すとともに、職員の資質向上を図り、再発防止策を努めてまいりたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、地方交付税では、普通交付税の額の確定に伴い、5,651万9千円を追加いたしました。

分担金及び負担金では、老人保護措置事業負担金として1万4千円を追加いたしました。国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を1,124万1千円増額するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,221万8千円を増額いたしました。

県支出金では、がんばる農家プラン事業費補助金と、がんばる地域プラン事業費補助金を組み替えた上で101万8千円増額し、林業用施設災害復旧事業補助金を320万1千円追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額556万2千円を追加いたしました。

繰入金では、歳入歳出額の財源調整として財政調整基金繰入金を1億702万2千円減額しております。繰越金では、前年度繰越金として1億2,150万円を追加いたしました。諸収入では、雑入として総合賠償補償保険金として11万6千円追加いたしました。

町債では、臨時財政対策債の発行可能額の確定により218万7千円追加しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。職員の人件費の補正を各費目にわたり行っており、総額28万7千円追加いたしました。

総務費では、税務総務費に、固定資産税に係る還付金として1,625万6千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額2,783万円追加いたしました。

民生費では、障がい者福祉費の支援費事業及び生活保護総務費に返還金として316万4千円、588万9千円をそれぞれ追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,462万2千円を追加いたしました。

なお、この度の返還金につきましては前年度実績に伴うものでございます。

衛生費では、健康増進事業に84万6千円、簡易水道会計への繰出金に182万1千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額288万7千円を追加いたしました。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払制度事業に216万5千円、農業用施設改修事業に311万円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額649万7千円を追加いたしました。

商工費では、商工業振興事業に2,204万1千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額2,732万1千円を追加しております。

土木費では、町道新設改良事業に1,944万6千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額2,559万4千円を追加いたしました。

消防費では、非常備消防費に補助金として49万5千円を追加しております。

教育費では、若桜学園管理費及び教育振興費に22万3千円、78万8千円をそれぞれ追加、給食センター費に50万1千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額279万4千円を追加いたしました。

災害復旧費では、林業用施設災害復旧事業に411万円を追加しております。

なお、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため2,369万2千円減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

#### 日程第7

議案第96号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第97号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第98号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第99号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第100号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第101号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長(矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第96号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,693万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,818万3千円とするものでございます。

まず、歳入の概要につきましてご説明いたします。一般被保険者国民健康保険税では、固定資産税額の再算定に伴い、資産割額が減額となるため、医療費分、後期高齢者支援金分、介護保険分をそれぞれ減額し、総額28万9千円の減額としております。

国庫支出金では、県支出金の特別交付金との組み替えにより、国保制度関係業務準備事業費補助金を126万5千円追加しております。県支出金では、保険給付費等交付金のうち、普通交付金に52万5千円追加しましたが、国庫支出金に組み替えた特別交付金を減

額したため、総額74万円の減額となりました。

繰入金では、歳入歳出の財源調整のため、財政調整基金繰入金を515万1千円減額しております。繰越金では、前年度繰越金を2,184万9千円追加いたしました。

また、歳出につきましては、総務費では、国民健康保険財政調整基金事業に1,440万円を追加しております。保険給付費では、一般被保険者療養事業に52万5千円を追加いたしました。

諸支出金では、固定資産税額の再算定に伴う過年度分の国保税還付のため、総額196万9千円を追加しております。

続きまして、議案第97号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,675万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,713万2千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、介護給付費負担金に、昨年度の事業実績に伴う追加交付分として292万7千円を追加いたしました。

繰入金では、事務費に係る一般会計からの繰入金として3万3千円を追加しております。繰越金では、前年度繰越金として1,379万4千円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。総務費では、一般管理費に3万3千円を追加いたしました。基金積立金では、介護給付費準備基金積立金として599万2千円を追加いたしました。

地域支援事業費では、第一号訪問事業のうち負担金から委託料へ予算科目の組み替えを行っております。

諸支出金では、令和元年度の実績に伴う返還金として1,066万5千円を追加するなど、その他の補正と合わせて、総額1,073万8千円増額しております。

なお、歳入歳出の総額を調整し、予備費を9千円減額いたしました。

続きまして、議案第98号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,058万5千円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金に、歳出では、後期高齢者広域連合納付金に、それぞれ同額の6万5千円を追加しております。

続きまして、議案第99号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ306万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,209万9千円とするものでございます。

歳入につきましては、一般管理費と維持修繕事業分として、一般会計からの繰入金182万1千円を、また、諸収入では、拡張改良事業に係る施設補償金として178万2千円をそれぞれ追加しております。

次に、歳出についてでございますが、総務費では、会計年度任用職員に係る期末手当分として、一般管理費に6千円を追加いたしました。簡易水道施設費では、この会計の公営企業法適用化に向けた基本計画策定業務に係る経費として181万5千円を、県道改良に伴う水道管の移転経費として、拡張改良事業に178万2千円をそれぞれ追加し、総額359万7千円を追加しております。

続きまして、議案第100号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ199万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,331万6千円とするものでございます。

歳入では、下水道総務費に係る一般会計からの繰入金に、歳出では、簡易水道事業特別会計同様、公営企業法適用化に向けた基本計

画策定業務に係る経費として、下水道総務費に、それぞれ同額の199万1千円を追加しております。

続きまして、議案第101号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ201万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,599万円とするものでございます。

これは、県道改良工事に伴う下水道管の移転に関する補正であり、歳入では、諸収入の施設補償費に、歳出では、池田中央地区集落排水事業に、それぞれ201万5千円を追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第8

議案第102号 工事請負契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第102号 工事請負契約の締結について、でございますが、これは、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、記1、工事名、若桜町地域福祉センター改修工事。2、工事場所、八頭郡若桜町大字若桜。3、契約の相手方、八頭郡

八頭町宮谷200番地2 こおげ建設株式会社 代表取締役 山根敏樹。

4、契約金額、金1億1,085万8,000円。5、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第102号 工事請負契約の締結について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第103号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第103号 損害賠償の額を定めることについて、でございますが、これは、令和2年7月30日、若桜学園グラウンド横の駐車場付近で、刈払機を用いて除草作業を行っていたところ、飛び石により車両の一部を破

損させたため、相手方の車両の損害賠償を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第10

議案第104号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の一部変更について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第104号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の一部変更について、でございますが、これは、可燃物処理施設に関する共同処理する事務の内容を変更するため、鳥取県東部広域行政管理組合規約の一部を変更することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前12時07分 散会